

## 第16回尼崎市議会定例会市長追加提出予定案件

### 1 議案の数及び名称

#### (1) 議案の数

種 別	条 例	計
件 数	2	2

#### (2) 議案の名称

< 条例 >

議案第101号 尼崎市立教育総合センター条例の一部を改正する条例について

議案第102号 尼崎市立視聴覚センター条例を廃止する条例について



&lt; 平成 28 年 6 月定例会 &gt;

種 別	条 例	番 号	議案第 101 号	所 管	教育総合センター
件 名	尼崎市立教育総合センター条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>旧聖トマス大学の施設全体で「学びと育ちを支援する」というコンセプトのもと、教職員研修の充実を図るとともに、先進的研究の拠点とするため、教育総合センターが旧聖トマス大学へ移転することに伴い、規定の整備を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 位置の変更</p> <p>「尼崎市三反田町 1 丁目 1 番 1 号」から「尼崎市若王寺 2 丁目 18 番 1 号」に改める。</p> <p>(2) 事業の変更</p> <p>教育相談に関する事業は、今回の移転に伴わず、現在の尼崎市立教育総合センター内において、継続して実施するため、事業内容から削除する。</p> <p>(3) 研修室の利用に関する規定の追加</p> <p>新たな尼崎市立教育総合センターに設置する研修室について、本市の教育の総合的な向上に資するため、その利用に係る規定を追加する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成 28 年 7 月 1 日</p>					

尼崎市立教育総合センター条例

改正後	現 行
<p>(位置) 第2条 教育総合センターの位置は、<u>尼崎市若王寺2丁目18番1号</u>とする。</p> <p>(事業) 第3条 教育総合センターは、<u>第1条に規定する目的(以下「設置目的」という。)</u>を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>教育に関する専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関すること。</u></p> <p>(2) <u>教育関係職員の研修に関すること。</u></p> <p>(削る) <u>(3) 教育情報の収集及び提供に関すること。</u> <u>(4) その他尼崎市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める事業</u></p> <p>(開館時間等) 第4条 <u>教育総合センターの開館時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に教育総合センターの全部若しくは一部の供用を停止することができる。</u></p> <p>(研修室の利用の資格) 第5条 <u>教育総合センターの研修室(以下「研修室」という。)</u>を利用することができる者は、<u>設置目的に適合した研修を実施しようとする者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p>(1) <u>本市内に存する学校その他の教育機関に属する職員</u></p> <p>(2) <u>本市内に事務所を有する国又は地方公共団体の機関</u></p> <p>(3) <u>本市内に事務所を有する社会教育関係団体その他の公共的団体</u></p> <p>(4) <u>その他教育委員会が適当と認める者</u></p> <p>(利用の許可等) 第6条 <u>研修室を利用しようとする者は、教育</u></p>	<p>(位置) 第2条 教育総合センターの位置は、<u>尼崎市三反田町1丁目1番1号</u>とする。</p> <p>(事業) 第3条 教育総合センターは、<u>第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</u></p> <p>(1) <u>教育に関する専門的、技術的事項の調査及び研究に関すること。</u></p> <p>(2) <u>教育関係職員の研修に関すること。</u></p> <p>(3) <u>教育相談に関すること。</u></p> <p>(4) <u>教育情報の収集及び提供に関すること。</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業</u></p>

委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしないことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により利用許可を受けようとしたとき。

(2) 公の秩序、善良の風俗その他公益を害するおそれがあるとき。

(3) 教育総合センターの施設又は設備その他の物件（以下「付属設備」という。）を汚損し、毀損し、又は滅失させるおそれがあるとき。

(4) 第3条各号に掲げる事業の実施に支障があるとき。

(5) その他教育総合センターの管理上支障があるとき。

（禁止行為）

第7条 教育総合センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 教育総合センターの施設若しくは付属設備を汚損し、毀損し、若しくは滅失させ、又はこれらのおそれがある行為

(2) その他教育委員会規則で定める行為

（利用許可の取消し等）

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又は利用許可の条件を変更することができる。

(1) 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。

(2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。

(3) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為があったとき。

(4) その他教育総合センターの管理上支障があるとき。

2 本市は、前項の規定による利用許可の取消

<p><u>し又は利用許可の条件の変更を受けた者が、これらによって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。</u></p> <p><u>(原状回復義務等)</u></p> <p><u>第9条 自己の責めに帰すべき事由により教育総合センターの施設又は付属設備を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。</u></p> <p>(職員)</p> <p><u>第10条 教育総合センターに、所長その他必要な職員を置く。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第11条 この条例に定めるもののほか、教育総合センターの管理について必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</u></p>	<p>(職員)</p> <p><u>第4条 教育総合センターに、所長その他必要な職員を置く。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第5条 この条例に定めるもののほか、教育総合センターの管理について必要な事項は、<u>教育委員会</u>が定める。</u></p>
---	--

&lt; 平成 2 8 年 6 月定例会 &gt;

種 別	条例	番 号	議案第 1 0 2 号	所 管	教育総合センター
件 名	尼崎市立視聴覚センター条例を廃止する条例について				
内 容					
1	<p>廃止理由</p> <p>旧聖トマス大学へ尼崎市立教育総合センターを移転させることに伴い、これまで尼崎市立視聴覚センターにおいて実施していた事業については、新たな尼崎市立教育総合センターにおいて総合的に実施するため、当該条例を廃止する。</p>				
2	<p>現行規定内容</p> <p>本市の視聴覚教育の振興を図るため、尼崎市立視聴覚センターを設置し、各種事業を実施する。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>平成 2 8 年 7 月 1 日</p>				

## 尼崎市立視聴覚センター条例

### 現 行

#### (設置)

第1条 本市の視聴覚教育の振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、尼崎市立視聴覚センター（以下「視聴覚センター」という。）を設置する。

#### (位置)

第2条 視聴覚センターの位置は、尼崎市三反田町1丁目1番1号とする。

#### (事業)

第3条 視聴覚センターは、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 視聴覚教育に関する調査及び研究に関すること。
- (2) 視聴覚教育に関する教育関係職員のための研修に関すること。
- (3) 視聴覚教育に関する資料の収集及び提供に関すること。
- (4) 視聴覚教育に関する講座等の開催に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

#### (利用の許可)

第4条 視聴覚センターを利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

#### (原状回復義務等)

第5条 利用者は、その責めに帰すべき理由により視聴覚センターの建物若しくはその設備を滅失し、又は損傷したときは、直ちにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

#### (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、視聴覚センターの管理について必要な事項は、教育委員会規則で定める。